

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 岡山県倉敷市黒石184番地の4  
名称 メイワ産業株式会社  
代表取締役 藤原 剛志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

倉敷市長 伊東 香織



許可の年月日 令和 4年 2月10日

許可の有効年月日 令和 8年12月 9日

### 1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分 中間処理（移動式破碎、破碎、選別）
- (2) 取り扱う産業廃棄物の種類（これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
- 破碎（移動式） 廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、がれき類
  - 破 碎 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）、がれき類（廃瓦に限る。）
  - 選 別 廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、がれき類

### 2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類：破碎施設（移動式）

設置場所：岡山県倉敷市黒石字高下谷184番3（保管場所）

設置年月日：平成13年11月16日

処理能力：廃プラスチック類 4t/日

(8時間稼動) 紙くず 2.32t/日

木くず 4.72t/日

繊維くず 1.6t/日

ゴムくず 10.64t/日

金属くず 15.36t/日

ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず

20t/日

がれき類 4.32t/日

(2) 施設の種類：破碎施設（固定式）

設置場所：岡山県倉敷市児島由加字西奥 825 番 1、833 番 1

設置年月日：平成 19 年 10 月 6 日

処理能力：廃プラスチック類 4.06 t / 日

(8 時間稼動) 紙くず 3.48 t / 日

木くず 4.01 t / 日

繊維くず 2.69 t / 日

ゴムくず 3.88 t / 日

ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず  
（廃石膏ボードに限る。）

3.98 t / 日

がれき類（廃瓦に限る。） 4.42 t / 日

(3) 施設の種類：選別施設

設置場所：岡山県倉敷市児島由加字西奥 825 番 1、833 番 1

設置年月日：平成 19 年 10 月 6 日

処理能力：廃プラスチック類 599.2 t / 日

(8 時間稼動) 紙くず 513.6 t / 日

木くず 941.6 t / 日

繊維くず 204.8 t / 日

ゴムくず 890.4 t / 日

金属くず 1935.2 t / 日

ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず

1712.0 t / 日

がれき類 2534.4 t / 日

3. 許可の条件

(1) 処理施設の設置場所及び用地面積

破碎施設 岡山県倉敷市児島由加字西奥 825 番 1、833 番 1 1,210.03 m<sup>2</sup>

選別施設 岡山県倉敷市児島由加字西奥 825 番 1、833 番 1 1,210.03 m<sup>2</sup>

(2) 移動式処理施設で中間処理を行う場所は、当該産業廃棄物の排出事業場内に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 13 年 12 月 10 日 新規許可

平成 17 年 12 月 22 日 変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加）

平成 19 年 12 月 11 日 変更許可（中間処理方法の追加）

平成 29 年 11 月 24 日 変更届に伴う許可証の書換え（水銀使用製品産業廃棄物等の取扱いの明確化）

令和 4 年 2 月 10 日 更新許可（許可の有効年月日：令和 8 年 12 月 9 日）

5. 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 無